

## 川崎市上下水道局職員提案要綱

(趣旨)

第1条 川崎市上下水道局における川崎市職員提案規程（昭和39年川崎市訓令第1号。以下「規程」という。）による職員提案に関する手続については、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(提案の奨励)

第2条 所属長は、当該所属職員が進んで提案をするよう、その奨励に努めなければならない。

(提案の手続)

第3条 提案は、規程第6条第1項又は第7条第1項に規定する手続により行う。

(実施及び報告)

第4条 規程第9条第1項の提案については、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が提案内容に係る事務又は事業を所管する課長等（川崎市上下水道局事務決裁規程（昭和62年川崎市水道局規程第15号）第2条第2号の課長をいう。）を指定し、その実行を期するものとする。

2 前項の課長等は、提案の実行について必要な措置を講じ、その実行状況について庶務課長を経由して管理者に報告しなければならない。

3 管理者は、前項の実行状況について総務企画局長を経由して市長に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年5月22日から施行する。

(川崎市水道局職員提案要綱の廃止)

2 川崎市水道局職員提案要綱（12川水総庶第2号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 20 日から施行する。